

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8条）第4条第4項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 病院は、診療を通して医学の教育及び研究に資することを目的とする。

(病院長)

第3条 病院に病院長を置く。

2 病院長は、病院の管理運営を総括し、職員を監督するため、次の各号に掲げる事項について権限を有する。

- (1) 病院の管理運営のために必要となる人事及び予算に関すること。
- (2) 病院の診療、教育及び研究に係る実施の許可、報告、調査、是正又は停止に関すること。

(副病院長)

第4条 病院に副病院長8人を置き、総務・経営・企画担当、安全管理担当、医療人育成担当、先端医療・クオリティマネジメント担当、人事労務担当、薬事担当、看護担当及び事務担当とする。ただし、病院長が特に必要と認める場合は、更に1人の副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、病院長の命を受け、次の各号に掲げる事項について病院長の職務を補佐する。

- (1) 副病院長（総務・経営・企画担当）
主として本院における経営・企画等、運営戦略的事項全般に関すること。
- (2) 副病院長（安全管理担当）
主として本院における医療安全管理及び危機管理に関すること。
- (3) 副病院長（医療人育成担当）
主として本院及び関連病院における卒後臨床研修・地域医療研修の実施・計画等、医療人の育成に関する事項全般に関すること。
- (4) 副病院長（先端医療・クオリティマネジメント担当）
主として本院における先端医療、研究及びクオリティマネジメント全般に関すること。
- (5) 副病院長（人事労務担当）
主として本院における人事労務全般に関すること。
- (6) 副病院長（薬事担当）
主として本院における薬事業務全般に関すること。
- (7) 副病院長（看護担当）
主として本院における看護業務全般に関すること。
- (8) 副病院長（事務担当）
主として本院における事務業務全般に関すること。
- (9) 副病院長（特命事項担当）
必要に応じ置くものとし、主として病院長が指示した特命事項に関すること。

3 病院長が出張等により不在又は欠員となった場合は、あらかじめ病院長が指名する副病院長が病院長の事務を代理して行う。

(病院長補佐)

第4条の2 病院に3人以内の病院長補佐を置くことができる。

2 病院長補佐は、病院、医学部医学科の臨床系講座、医学部附属医学教育センター又は医学部附属臨床医工学センターのいずれかの教授をもって充てる。

3 病院長補佐は、病院長の命を受け、特別に指示された事項を処理する。

(診療科)

第5条 病院に、次の各号に掲げる診療科（以下「科」という。）を置く。

- (1) 呼吸器・感染症内科
- (2) 内分泌・糖尿病内科
- (3) 膠原病内科
- (4) 腎臓内科
- (5) 脳神経内科
- (6) 消化器内科
- (7) 循環器内科
- (8) 血液内科
- (9) 腫瘍内科
- (10) 総合内科・総合診療科
- (11) 精神科
- (12) 小児科
- (13) 消化器外科
- (14) 呼吸器外科
- (15) 小児外科
- (16) 乳腺外科
- (17) 心臓血管外科
- (18) 脳神経外科
- (19) 整形外科
- (20) 形成外科
- (21) 皮膚科
- (22) 腎臓外科・泌尿器科
- (23) 眼科
- (24) 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
- (25) 産科婦人科
- (26) 放射線科
- (27) 麻酔科
- (28) 救命救急科
- (29) リハビリテーション科
- (30) 歯科口腔外科

(科長及び副科長)

第6条 各科に科長を置き、当該科に関連する（当該科を含む。以下同じ。）臨床医学系の教授、又は准教授をもって充てる。ただし、病院長が必要と認める場合は、講師又は特任教員をもって充てることができる。

- 2 科長は、病院長の命を受け、当該科の業務を掌理する。
- 3 各科に、原則として副科長を置き、当該科に関連する准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。
- 4 副科長は、科長を補佐し、科長に事故があるときは、その職務を代行する。

(医局長及び副医局長)

第7条 各科に医局長を置き、当該科に関連する臨床医学系の准教授、講師、助教、助手又は病院特任助教をもって充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、医局長は必要に応じて診療科以外の組織においても置くことができる。
- 3 医局長は、科長等の命を受け、当該科等の運営に関する業務（病棟医長及び外来医長が所掌するものを除く。）を処理する。
- 4 医局長を置く当該科等に、必要に応じて副医局長を置くことができる。
- 5 副医局長は、当該科等に関連する臨床医学系の講師、助教、助手又は病院特任助教をもって充てる。

6 副医局長は、医局長を補佐し、医局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(医長)

第8条 各科に病棟医長及び外来医長を置き、当該科に関連する臨床医学系の講師、助教、助手又は病院特任助教をもって充てる。

2 病棟医長は、科長の命を受けて当該科の入院患者の診療業務を処理する。

3 外来医長は、科長の命を受けて当該科の外来患者の診療業務を処理する。

(中央診療施設)

第9条 病院に中央診療施設として次の各号に掲げる部を置く。

(1) 検査部

(2) 手術部

(3) 放射線部

(4) 材料部

2 前項の各部に部長を置き、必要がある場合は、副部長を置くことができる。

3 部長は教授又は准教授を、副部長は教授、准教授、講師又は助教をもってそれぞれ充てる。

4 部長は、病院長の命を受けて当該部における業務を掌理する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。

6 第1項に規定する各中央診療施設の組織、運営等については、別に定める。

(特殊診療施設)

第10条 病院に、特殊診療施設として次の各号に掲げる部、センター及び室を置く。

(1) クオリティマネジメント室

(2) 高度救命救急センター

(3) 集中治療部

(4) 輸血部

(5) 病理診断科・病理部

(6) 医療情報部

(7) 臨床薬理センター

(8) リハビリテーション部

(9) 総合患者支援センター

(10) 周産母子センター

(11) CCU部

(12) 血液浄化センター

(13) 高度内視鏡診療センター

(14) 感染制御部

(15) ME機器センター

(16) 医療安全管理部

(17) 卒後臨床研修センター

(18) 腫瘍センター

(19) 総合臨床研究センター

(20) 肝疾患相談センター

(21) 臨床栄養管理室

(22) 遺伝子診療室

(23) 認知症先端医療推進センター

(24) 生殖医療センター

(25) 看護師特定行為統括センター

(26) 低侵襲手術センター

(27) 肥満・糖尿病先進治療センター

(28) 災害マネジメント総合支援センター

(29) 薬剤師教育センター

2 前項の各部、センター又は室に、部長、センター長又は室長を置き、必要がある場合は、副

部長、副センター長又は副室長を置くことができる。

- 3 部長、センター長及び室長は副病院長、教授又は准教授を、副部長、副センター長及び副室長は教授、准教授、講師又は助教を、臨床栄養管理室長は、技術職員をもってそれぞれ充てる。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 部長、センター長及び室長は、病院長の命を受けて当該部又はセンター若しくは室の業務を掌理する。
- 5 副部長、副センター長及び副室長は、部長、センター長又は室長を補佐し、部長、センター長又は室長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 第1項に規定する各特殊診療施設の組織、運営等については、別に定める。

(薬剤部)

第11条 病院に、薬剤部を置く。

- 2 薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置き、薬剤部長は教授を、副薬剤部長は准教授及び技術職員をもって充てる。
- 3 薬剤部長は、病院長の命を受けて薬剤部における業務を掌理する。
- 4 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 薬剤部の組織、業務等については、別に定める。

(看護部)

第12条 病院に、看護部を置く。

- 2 看護部に看護部長及び副看護部長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 看護部長は、病院長の命を受けて看護部における業務を掌理する。
- 4 副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 看護部の組織、業務等については、別に定める。

(医療技術部)

第13条 病院に、医療技術部を置く。

- 2 医療技術部に医療技術部長及び副医療技術部長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 医療技術部長は、病院長の命を受けて医療技術部における業務を掌理する。
- 4 副医療技術部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 医療技術部の組織、業務等については、別に定める。

(病院運営委員会)

第14条 病院の管理運営に関する重要事項を審議するため、病院運営委員会を置く。

- 2 病院運営委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(事務)

第15条 病院の事務については、医学・病院事務部各課の所掌に応じて処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか病院の管理運営に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年医学部規程第1-40号)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年医学部附属病院規程第1-1号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成１８年医学部附属病院規程第１－４号）

この規程は、平成１８年１１月２９日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部附属病院規程の規定は、同年１０月１日から適用する。

附 則（平成１９年医学部附属病院規程第１－１号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年医学部附属病院規程第１－６号）

この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則（平成１９年医学部附属病院規程第１－８号）

この規程は、平成１９年９月２６日から施行する。

附 則（平成１９年医学部附属病院規程第１－１１号）

この規程は、平成１９年１０月２４日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部附属病院規程の規定は、同年１０月１７日から適用する。

附 則（平成２０年医学部附属病院規程第１－２号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年医学部附属病院規程第１－６号）

この規程は、平成２０年６月１日から施行し、この規程による改正後の第８条の規定は、同年５月１日から適用する。

附 則（平成２０年医学部附属病院規程第１－９号）

この規程は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年医学部附属病院規程第１－１０号）

この規程は、平成２０年１０月２２日から施行する。

附 則（平成２０年医学部附属病院規程第１－１１号）

１ この規程は、平成２０年１２月２４日から施行する。

２ 大分大学医学部附属病院副病院長に関する規程（平成１６年医学部規程第１－２０号）は、廃止する。

附 則（平成２１年医学部附属病院規程第１－２号）

この規程は、平成２１年３月２５日から施行する。

附 則（平成２４年医学部附属病院規程第１－２号）

この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院規程第１－１号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院規程第１－２号）

この規程は、平成２５年５月２２日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院規程第１－３号）

この規程は、平成２５年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年医学部附属病院規程第１－４号）

この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院規程第１－４号）
この規程は、平成２６年６月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院規程第１－６号）
この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

附 則（平成２６年医学部附属病院規程第１－７号）
この規程は、平成２６年１２月２４日から施行する。

附 則（平成２７年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、平成２７年２月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院規程第１－３号）
この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年医学部附属病院規程第１－５号）
この規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院規程第１－２号）
この規程は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院規程第１－３号）
この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院規程第１－４号）
この規程は、平成３０年２月１日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、令和元年６月１日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院規程第１－５号）
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、令和２年４月１日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部附属病院規程第１１条の規定は、同年３月１日から適用する。

附 則（令和２年医学部附属病院規程第１－２号）
この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年医学部附属病院規程第１－１号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年医学部附属病院規程第１－２号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院規程第1－1号）
この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院規程第1－1号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院規則第1－3号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院規程第1－1号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院規程第1－2号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年医学部附属病院規程第1－1号）
この規程は、令和7年2月28日から施行する。

附 則（令和7年医学部附属病院規程第1－2号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。